



Title	中国唐代の太常寺における楽人の身分をめぐって
Author(s)	曹, 瑾儀
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2024, 9, p. 23-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94709
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国唐代の太常寺における楽人の身分をめぐって

演劇学 博士後期課程 1 年
曹 瑾儀

はじめに

中国の楽制は律令制下の礼楽制度を下敷きとする。礼楽を掌る官署は、漢代の太常に始まり、隋代では太常寺と称して継承され、礼楽に関する国家の礼式祭祀を司る機関として唐代に存続した。礼楽制度の中心として、唐代の太常寺の中では楽制に関しては太常署と鼓吹署二署を常に置いたことが知られている。唐代の礼楽制度を実践したのはこの二署の楽人である。

現在、太常寺の楽人の実態については、岸辺成雄『唐代音楽史の研究』（1960 年）が、唐代の音楽制度を研究した著書としてあげられるが、隋代と唐代の音楽制度を取り上げ、唐代太常寺の楽人は主として犯罪のために良民身分を剥奪された者から選ばれ、これは前代以来の傳承であると指摘している以外には、楽人たちの身分に着目した先行研究は多くない。その他、太常寺の中で賤民ではない楽人の実態については、まだ言及されていない部分が多く、研究の余地が残されている。唐代の身分制度は多様な構造が存在しており、皇室や貴族の下には一般農民のような労働者を指す良民が社会の基盤として存在していたほか、楽戸、雑戸などの賤民層も存在していた。本発表は、律令制の楽人に関する身分制度、とりわけ唐代の太常寺における「官属楽人」を構成する、楽戸、太常音声人、文武二舞郎の身分と身分上の制約や賤民意識について分析する。

一、楽戸の前代の身分の継承と赦免

楽戸は楽籍制度に管理されている楽人の身分の一つである。まず楽戸について記した最も古い記録は、『魏書・刑罰志』の次の北魏時代の記述である。

諸強盜殺人者、首從皆斬、妻子同籍、配為樂戸；其不殺人、及隣不滿五匹、魁首斬、從者死、妻子亦為樂戸。^①

引用文は死刑囚やその他の犯罪者の妻と子供は、楽戸として配属されることが法律で規定されたという意味である。既に「楽戸」という呼称が存在しており、楽戸として配属されることは刑罰の一種と見なされていたと言える。言い換えれば、当時の楽戸は賤民の象徴であったとも言えよう。

唐代でも、この慣習は時代を超えて受け継がれた。当時は「工商雜類不得預於士伍」^②（商人、雑戸などは士の側によることも許されない）という法律があり、身分制度から全体を見ると、楽戸は商人、雑戸（賤民とみられる手工業の職人）などとともに、当時の社会で特殊な立場にあり、比較的に低い身分だった。しかし武徳四年（621

年)九月二十九日唐高祖の「詔書」によれば、太常寺の一部の旧楽戸や楽人の賤民身分を廃止するよう命じられる。以下に、該当箇所を引用する。

太常楽人，本因罪譴没入官者，芸比伶官。前代以来，转相承襲。或有衣冠繼緒、公卿子孫、一沾此色，累世不改。婚姻絶于庶，名籍異于編氓。大耻深疵，良可矜愍。其大樂、鼓吹諸旧樂人，年月已久，時代遷移，宜并蠲除，一同民例。但音律之伎，積学所成，伝授之人，不可頓闕，仍令依旧本司上下。若已經仕宦，先入班流，勿更追补，各从品秩。自武德元年配充樂戸者，不在此例。^③

即ち、唐初期では、太常署に所属していた旧来の楽人の賤民身分が取り消され、一斉に良民として地位が向上した。ただし、音律や伎芸は専門の技術である。数年かかって学ぶ必要があり、これを伝授する人が必要であるため、これらの楽人は元の組織で職務を継続するようにし、既に役職を持っている者はその品位や階層を維持された。ただし、唐武德元年(618年)以降に犯罪で罰配されて楽戸となった者は、この例外の対象外であり、依然として賤民の身分に属する。したがって、唐代初年に、一部の楽人の身分は以前よりも顕著な変化と向上が見られたと言えよう。

二、太常音声人

太常寺には楽戸だけでなく、太常音声人と言う楽人も管轄下にあった。以下でみていくように、太常音声人の身分は一般の良民よりも下で、楽戸よりも上であると推測される。

『唐律疏議』卷三『名例』に太常音声について「不属州県，唯属太常」^④という記録がある。即ち太常音声人は太常寺に所属し、州県の一般の戸籍には属していなかったと思われる。彼らへの戸籍上の管理は楽戸とほとんど差異はないが、婚姻制度においては違いがある。それは『唐律疏議』卷十四『戸婚』には、「其工、樂、雜戸、官戸，依令“当色為婚”，若異色相娶者，律无罪名，并当“違令”。既乖本色，亦合正之。太常音声人，依令“婚同百姓”，其有雜作婚姻者，并准良人。」^⑤とある記述から判断できる。これは、賤民と良民の結婚を避け、社会階層の厳格な制度を乱さないようにするためのものであり、賤民は自分の身分よりたかい人と結婚することができないという律令制度の基本的な規定の一部である。「楽」、つまり楽戸は同じ戸籍、すなわち楽戸同士でしか結婚できない。それに対して太常寺の「音声人」は一般の良民と結婚することができ、婚姻制度の観点から見ると、楽戸と太常音声人は異なる地位を持っており、太常音声人は良民と同じである一方で、楽戸は太常音声人より下位の地位にあるとされている。

しかし、『新唐書』の『百官志』中、「太常音声人，得五品以上勋，非征讨功不除簿。」^⑥という文がある。太常音声人は征討の功績がなければ簿を免れない、つまり戦争に赴き戦功を上げなければ、現在の身分から逃れられないとされており、このことから、太常音声人は太常寺から脱籍することが非常に難しいと言うことも言える。朝廷は太常音声人を厳格に管理しており、これは太常音声人と良民との間に一定の差異

があることを示している。

三、良民身分の楽人と楽官に上昇した楽人

続いて、文武二舞郎は良民の子弟から選抜され、楽戸、太常音声人などとは異なる身分を有している。文武二舞郎は、『新唐書』によれば、郊廟文舞郎、殿庭文舞郎、郊廟武舞郎、殿庭武舞郎の4つのカテゴリに分けられ、それぞれ朝廷の祭礼で郊廟と殿庭の二つ場所で、「文」と「武」二種類の舞蹈を舞う。『唐会要』には、「雅楽」の文武二舞郎の選抜について、「国家毎岁，阅司农户仪端正者，归之太乐。」^⑦という文がある。唐代の農民は良民の身分であり、その中でも容貌が良い者は太常寺の太楽署に選抜された。しかし、これらの農民出身の良民が選抜された後に何かしらの品級を与えられたことを証明できる文献はない。むしろ彼らは楽官のような高位となることはなく、太楽署の楽人の一種であり、身分は良民のままだったのだろう。

開元八年（720年）に、瀛洲司法參軍趙慎言が唐玄宗李隆基に『郊廟舞人宜依古制疏』を提出している。

是知古之舞者，即諸侯子孫，容服鮮麗，故得神祇降福，靈光燭壇。今之舞人，并容貌藁陋。屠沽之流，用以接神，欲求降福，固亦難矣。有隋之際，猶以品子為之，号為“二舞郎”。逮乎聖朝，遂變斯制。誠愿革茲近誤，考復古道，其二舞人，望取品子年二十以下，容顏修正者為之。令太常博士主之，准国子学給料。行事之外，習六樂之道，学五礼之儀。十周年，量文武授散官，号曰“云門生”。^⑧

趙慎言の諫言からは、古代の雅楽は諸侯の子孫が担当し、隋代の文武二舞郎はかつての官僚や貴族の子弟が担当していたが、唐代になると良民の子弟に変わったことが知れる。そして、趙慎言はこれらの良民の子弟が文武二舞郎を務めても福氣が呼び込まれるわけではないので、官僚や貴族の子弟を再び文武二舞郎の重要な役割に任命するよう唐玄宗に要請している。文武二舞郎として任命される楽人は、当時最高学府国子監の学生とほぼ同等の待遇を受けるが、十年後には実力に基づいて楽官を授けられる機会もある。これは単に上奏の内容に過ぎないが、趙慎言がこのような提案を行ったことから、文武二舞郎は一定の社会的地位を持つ重要な役割であり、彼らの身分は良民であると言えるだろう。

なお、楽人が楽官に昇進する例が文武二舞郎以外にもう1つある。『唐会要』の『論楽』は、唐高祖の『太常樂人蠲除一同民例詔』の全文を引用した後、注釈で以下のように述べている。

乐工之杂士流，自茲始也。太常卿竇誕，又奏用音声博士，皆为大乐鼓吹官僚。于后箏簧琵琶白明达，术逾等夷，積劳计考，并至大官。自是声伎入流品者，盖以百数。^⑨

つまり、唐初期の楽人の地位は顕著に向上しており、唐代以前に、このような雑戸の身分の楽人が大官に昇進することは想像しがたいものだったが、当時の楽人のうち「入流品者」（楽官に昇進した楽人を指す）の数は「百数」にも達するという。楽人が楽官に昇進するという、階層を越える出来事が極端な例外ではないことが確認できる。

以上の分析から明らかなように、文武二舞郎の身分は良民である。ただし彼らは楽官ではなく楽人に属している。楽官以外の太常寺の全楽人の中で、恐らく文武二舞郎の身分と地位は最も高かったと推察される。

むすび

太常寺の楽人の中には、卓越な技術を持っており、それによって皇帝の寵愛を受け、例えば唐の睿宗時代（在位 684～690, 710～712）に「太廟」という職にあった安金藏のように、朝廷で高い地位を持つものもいた。その一部の楽人も高い社会的地位と経済的地位を有し、例えば武宗の『加尊号赦文』では、「京畿諸県太常楽人及金吾角子、皆是富饶之户」^⑩（京畿地方の太常寺楽人は富裕層だという意味）と言及されている。太常寺の楽人たちは楽の披露のために、朝廷から提供される衣食だけでなく、演奏後は追加の褒美も得る可能性があった。さらに、演奏は難易度が高いため、一部の楽人はその腕を利用して、朝廷外で官吏や一般の富裕層の前で公演し、かなりの収入を得ることができた。したがって、上述した唐代の太常寺の楽人はいずれも法的地位は高くないが、経済的には一般の良民よりも裕福であり、同時に高度な技術を持つことで社会的な地位は高かった可能性がある。

太常寺の楽人の身分に関する議論は非常に複雑であり、多くの楽人は法的身分としては良民と異なるものの、経済的および社会的な地位で良民を超えていることさえあったと言える。しかし、一方で、唐代には依然として罪科により強制的に賤民階層に属させられた楽戸も存在し、これは子々孫々その身分から抜け出すことは難しい。逆に、前文『論楽』の例のように、雑戸の楽人は努力によって楽官に昇進したが、これはやはりごくわずかな例である。それ以外にも、一部の楽人は皇帝に寵愛され、「俳優」という愛妓として見なされたが、皇帝の寵愛が、他者からの尊敬を意味するわけではない。唐代の大常寺楽人の身分は非常に多様であり、楽人だからといって必ずしも賤民であるわけではない。彼らの身分は個々の努力や状況によって異なり、楽人の社会的な位置は多岐にわたっていた。

① 魏収『魏書』中華書局 2888 頁 1974 年

② 『旧唐書』卷四十八『食貨志』中華書局 1975 年

③ 『全唐文』卷一 中華書局 26 頁 1983 年

④ 刘俊文『唐律疏議箋解』中華書局 282 頁 1996 年

⑤ 刘俊文『唐律疏議箋解』中華書局 1067 頁 1996 年

⑥ 『新唐書』卷四十六『百官志』中華書局 1181 頁 1975 年

⑦ 『唐会要』卷三十三『雅楽』下 中華書局 11 頁 1955 年

⑧ 『全唐文』卷三百四 中華書局 3094 頁 1983 年

⑨ 『唐会要』卷三十四『論楽』中華書局 624 頁 1955 年

⑩ 『全唐文』卷七十八 中華書局 812 頁 1983 年